

さ情審査答申第196号
令和2年11月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年12月7日付けで貴職から受けた、「(仮称)東日本連携支援センター整備事業に関する行政情報」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年8月24日付け都行第992号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば、おおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

(仮称)東日本連携支援センター整備事業(以下「本件整備事業」という。)に関する行政情報を請求したが、本件整備事業に関する文書を作成していないため、当該行政情報は存在しないとの理由により、行政情報不開示決定が行われた。弁明書によれば、さいたま市公共施設マネジメント計画は、公共施設の新増築、建替え、取得または用途変更を対象としており、民間等が所有するスペースを市が賃借する場合は計画の対象外としているとのことだが、民間等が所有する場合も、計画の対象とし、行財政改革推進部できち

んと整理する必要がある。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人が平成29年8月15日付けで開示請求を行った行政情報は、「本件整備事業に関する行政情報」であった。なお、開示請求を受け付ける際に、浦和区役所くらし応援室職員が請求者本人に担当課を確認しており、当該請求に係る行政情報は、「行財政改革推進部が保有する本件整備事業に関する行政情報」である旨を確認している。実施機関には当該行政情報は存在しないため、行政情報不開示決定を行ったものである。

審査請求人の「誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効」との主張について、次のとおり反論する。

2 本件整備事業について

本件整備事業とは、東日本連携を目的に、シティプロモーション、B to B及び交流機能を導入するため、具体的には催事スペース、ビジネスサロン、カフェ等を有する施設を設置する事業である。

平成29年6月6日に開催した都市経営戦略会議においては、設置場所について2案提示しているが、いずれも民間又は市都市整備公社が所有する物件を賃借して設置するものであった。

3 本件整備事業に関する行政情報の存否について

- (1) 一般的に公共施設の新増築、建替え、取得、用途変更等をする場合には、平成24年6月に策定した、さいたま市公共施設マネジメント計画により、事前の計画段階において、施設の所管部門と公共施設マネジメント部署とが協議を行うこととしている。
- (2) (1)で定めた公共施設整備事前協議制度の具体的な運用については、年度ごとに都市戦略本部長から各局長等宛に通知を発出し、詳細を定めている。
- (3) 本件整備事業については、民間等が所有するスペースを賃借し、2で示した目的を達成するための場を提供する事業であり、公共施設の新増築、建替え、取得又は用途変更には該当しない。したがって、担当局である経済局より事前協議の申出等はなく、また、都市戦略本部においてもいかなる所管からも申出を受けた事実はない。
- (4) 上記のとおり、本件整備事業に係る公共施設整備事前協議制度に関連する行政情報は保有していない。
- (5) また、公共施設整備事前協議制度以外の分野における本件整備事業に関する行政情報も保有していない。以上のことから、審査請求に係る行政情報については、行財政改革推進部において保有しておらず、文書特

定に瑕疵はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年8月15日に開示請求を行った「本件整備事業に関する行政情報（行財政改革推進部が保有する）」である。

実施機関は本件開示請求に対して、文書は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効、民間が所有するスペースを市が賃借する場合も計画の対象とし、行財政改革推進部できちんと整理する必要があると主張している。

一方、実施機関は、本件整備事業は、民間等が所有するスペースを賃借し、設置するものであり、公共施設マネジメント計画における公共施設整備事前協議制度の対象となる公共施設の新増築、建替え、取得又は用途変更には該当しないため、これまで、行財政改革推進部は所管課からの事前協議の申出を受けた事実がなく、またそれ以外の本件整備事業に関する行政情報は保有していないと説明している。

(2) 本審査会において、「平成29年度第2回（第270回）都市経営戦略会議結果概要」及び「公共施設整備事前協議制度について（通知）」等を確認したところ、公共施設整備事前協議制度では、公共施設の新築、建替え、取得、用途変更及び前記の基本構想基本計画等の策定業務委託は事前協議が必要なものとして事業の所管課から公共施設マネジメント部署である行財政改革推進部へ提出することとなっている。

しかし、本件整備事業は、民間等が所有するスペースを賃借し、東日本連携を目的に、シティプロモーション、B to B及び交流機能を導入するため、催事スペース、ビジネスサロン、カフェ等を有する施設を設置する事業であり、当該制度の対象ではないため、本件整備事業に関する行政情報は保有していないとする実施機関の説明に不自然かつ不合理な点はなく、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

(3) また、審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので言及しない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年12月7日	諮問の受理（諮問第489号）
②	令和2年10月15日	審議
③	令和2年11月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)